

令和 2 年度 千歳市市民評価会議議事録

会議名	市民評価会議（第 4 回）		
日時	令和 2 年 6 月 23 日（火）14：00～17：00	場所	市役所本庁舎 2 階庁議室
出席者	委員：6 名、アドバイザー：1 名、事務局：2 名		

評価対象 施策	（ 1 ）集荷・物流機能の確保 （ 2 ）自然環境保全対策の推進		
会議概要	2 施策について、施策評価表に基づき事業担当課が説明を行った後、評価委員が事業担当課にヒアリングを実施し、評価及び評価結果に対する議論を行った。		

ヒアリング・評価内容

（ 1 ）集荷・物流機能の確保

ヒアリング

【委員 A】

地産地消の P R の状況について、現状と今後の戦略を教えてください。

【説明者】

地産地消の P R として、市場感謝祭における旬の野菜の提供、料理教室や出前講座での地域産物の紹介などを行っており、以前は、軽トラ野菜市に出展したこともある。また、庁内他部門の取組みとして、支笏湖産チップの取扱いやブランド化、交流事業としての農村体験や食育事業の推進などがある。これらの事業は、観光・交流などとして実施しているものであるが、市場としても協力・連携を図っていききたいと考えている。

また、6 月から 11 月にかけて地域青果物の取扱量が増える状況にあることから、千歳恵庭圏のフリーペーパーなどを活用した P R を行っており、今後も継続していききたいと考えている。

【委員 A】

今後も市民ニーズに合わせた情報発信をお願いしたい。

公設市場運営について、どのような議論が行われているのか。

【説明者】

令和 2 年度は、市場法が改正施行されることから、市場制度や取引等に関する事項が、大きく変化する状況となっている。

改正前の卸売市場法は 83 の条項が設けられ、取引ルールなどについては、事細かに規制されていたが、「売買取引の原則（公平公正に取引されること）」など一定の取引ルールを規定したほかは、取引ルールは開設者に委ねられることとなった。

また、地方卸売市場は、都道府県等による許可が国と同様に規定されていたが、北海道においては、地方卸売市場条例及び規則の廃止を行い、現在は、認定手続きの窓口となっている。

このような状況のもと、千歳市場では、昨年度、千歳市卸売市場運営委員会を 4 回開催し、市長からの「条例改正案及び業務規程案」についての諮問に対して、本年 1 月に、委員長から答申書の提出、条例改正と規則の廃止、新たに業務規程を設けることとなった。

この答申において、委員会では「条例は法改正の趣旨に則り公の施設の設置及び管理に係る条項のみを規定するにとどめ、卸売市場運営に係る取引ルールについては、今後の流通環境や消費者ニーズの変化などに柔軟に対応できるよう条文から削除し、別途業務規程を定める」という結

論に至ったところである。

運営委員会での議論と並行し、各取引ルールについては、市場関係者で構成する市場拡大戦略会議の皆さんに意見を伺い、「これまでの取引ルールを大きく変更するものではなく一定の緩和を行いながら、認定された市場としてスタートする」との意見をいただき、運営委員会にもこれらの意見を紹介した上で検討し、結論に至ったところである。

現状としては、北海道から卸売市場としての認定を受けて、運営していくことがスタートであると考えている。

また、取引ルール等については、引き続き市場関係者からの意見を伺いながら進め、改正等が必要な場合には、改めて検討していきたいと考えている。

【委員 A】

市場運営委員会の現状を教えてください。

【説明者】

千歳市卸売市場運営委員会は、千歳市公設地方卸売市場条例（第 19 条）に規定された、市長の附属機関として設置している。本会は、市場の公正及び円滑な運営を図る施策に関する事項を調査審議する機関であり、委員 15 名以内で組織され、このうちから委員長と副委員長を互選している。委員には、市場関係者、生産者、消費者、学識経験を有する方、市職員としている。

【委員 B】

市場外流通が増加しているが、ニーズの多様化以外の要因をどのように考えているか。

【説明者】

生産者の意向も要因になっているかもしれない。規格外の品など、市場を経由しない形で販売したいという意向があるのではないかと考えている。

【委員 B】

市場を守るためには手数料が必要だが、これまで手数料を払ってきた生産者にも恩恵があるべきではないかと考えている。具体的には施設の改修などを行わないのかということだ。市場に大規模な冷蔵庫があり、生産者が利用できれば非常に助かると思う。設備の計画的な改修が必要だと思うが、その点が見えない。

もう 1 点は、地産地消について、一定程度やっているとは理解しているが、国際都市を目指すのであれば、市場外流通に対しても市が指導をして、積極的に進める必要があるのではないかと考えている。

代金決済機能については、農協だとすぐに現金化されないのが、農協を通さない人からすると、市場はすぐに現金化されるので、その点は生産者の助けになっていると思う。そういう意味では公設市場の意義がある。しかし、それ以外には公設である意義が見えないので、指定管理制度の導入を検討すべきではないかと考えている。

【説明者】

施設の計画的な整備については、平成 29 年度に今後の在り方を運営委員会で話し合い、計画的な整備を進め、指定管理者制度についても検討を行うこととしている。

冷蔵庫等の整備については、市の他事業との兼ね合いもあり、事業の必要性・緊急性について市役所内で検討を行った上で決定することになる。

公設市場の意義については、地域に根差したということが大前提であるものと考えている。

地の利を活かした取り組みとして、市場で扱う生鮮食料品等を道外へということが一つの方策であると考えているが、道外への供給となると、交通網を生かした国内・国外の物流の課題、国及び北海道などが想定する輸出品の対応など、将来的に、様々な課題を整理しなければならないものと考えている。

今後については、市場関係者はもとより、生産者や物流事業者の意向や、国や北海道の方策などの情報収集が必要であるものと考えているが、現時点では具体的な取り組みは行っていない。

【委員 B】

近隣市町村を巻き込んだ取り組み、物流拠点としての取り組みを期待したい。

【説明者】

連携を図った取組を検討したい。

【委員C】

成果指標についてだが、金額が大きいと変化が見えにくい。別の指標は想定していないのか。

【説明者】

一般的には取引量、金額が指標になると考えている。本来であれば水産物の売上も含めて指標化するべきだと思うが、平成18年度から水産物が撤退していたこともあり、現指標は青果物だけとしている。第7期総合計画における指標については、水産物を含む取引量と金額を設定する予定である。

【委員C】

令和2年度目標値を達成できるという評価をしているが、コロナの影響はないのか。

【説明者】

青果物の売上金額については、4～5月は伸びており、水産物については、飲食店などが自粛している状況もあり多少の落ち込みがあった。全体としては、大きな影響はないと言える状況である。しかし、今後については、人・モノの行き来が制限されることで輸入産品が入ってこない可能性も出てくるのではないかと懸念している。

【委員C】

取引量や売上高は年間を通じて推移が変動している。細かくデータ分析をしながら今後の方向性や市場の運営・修繕などについて考えていくことが求められる。

【説明者】

まずは地域のパイを確保することが大前提で、残りを国内・国外に流通させることができれば良いと考えている。また、全国から地域が求めるものを引っ張ってくることができるのか、卸売業者の手腕にかかっている部分もある。

【委員B】

公設市場という信頼度は高い。それが市場関係者のメリットになっている。

【説明者】

なぜ公設で運営するのかというと、市場関係者の信頼性、ブランド性を高める意味合いもある。公設市場で取引している業者であることの安心度・信頼度は高いと考えている。

評価

【委員B】

一度は廃止を検討した施設なので、この施設に数億円も税金を投じるとするのは、よほどのことがなければ難しい。

【委員D】

感謝祭や料理教室などが市場の活性化に繋がっているのかという疑問がある。市民の理解が高まっても市場の活性化には繋がらないのではないかと。その様なイベントは市民の興味は高いと思うが、それと市場の活性化は別の話ではないか。

【委員E】

給食センターもそうだが、食に関連する一番大事な施設だと考えているが、整備はなぜ進まないのか。

【委員B】

他にも大規模な施設改修・整備予定があり、なかなか市場の優先度が高くない。周辺の市町村を巻き込んだ取り組みが必要ではないか。

市民が納得できる施策展開になっていることが重要ではないかと考える。

【委員C】

市民にとってのメリットを明確にすべきである。

【委員 F】

今後も施設存続の議論は続くのではないかと。

【委員 C】

積極的な「維持」ではないと感じた。方向性について議論を進めてほしい。

【アドバイザー】

方向性については、担当の評価通り、施策内容・実施コストともに「維持」で良いかと。
異議なし

(2) 自然環境保全対策の推進

ヒアリング

【委員 A】

千歳市内の環境保全は、市民自らが当事者意識を持って取り組んでいかないといけない問題だと考えられるが、市民意識に対する啓発活動の状況について教えていただきたい。

【説明者】

別の施策で「自然環境保全意識の啓発」があり、保全の大切さやマナーなど、理解が深まるような事業を実施している。在来動植物の保護啓発も行い、自然観察会を通して参加者に対する啓発を実施している。

【委員 A】

市民活動（ごみ拾い活動等へ）の支援等は行っているのか。

【説明者】

担当は環境センターとなり、当課で費用の支援は行っていないが、市民団体と一緒に活動は行っている。

【委員 B】

監視員は、どのような人が行っているか。

【説明者】

会計年度任用職員で、自然に関する豊富な知識を有している方である。

【委員 B】

市民の満足度が高い理由をどの様に考えているか。

【説明者】

環境調査を実施している場所は、車で 10～15 分の場所である。まちに近いところに豊かな自然があるというところ、特に青葉公園や千歳川などで自然を身近に感じられるから満足度が高いのではないかと考えている。

【委員 E】

環境監視員についてだが、普段から青葉公園を散策している方と協働するという事は考えていないのか。その方達から協力を得て、市民を巻き込んだ取組を検討すべきではないか。

【説明者】

現状として一緒にという形にはなっていないが、そのような気持ちで取り組みたい。

【委員 C】

成果指標の野生傷病鳥獣保護等の件数が平成 29 年度に下がった理由は何か。

【説明者】

この指標は、市民からの通報件数である。そのため、市民の関心度合によっては件数に影響が見られるかもしれない。最近ではカラス、タヌキに関する関心が高く、通報が多い。

【委員 C】

保護した件数は把握しているか。

【説明者】

平成 30 年度は 59 件である。

【委員 C】

通報内容の内訳はどのような内容のものが多いのか。

【説明者】

相談のようなケースが比率としては高い。

【委員 C】

もう少し内訳を細かく見てデータを取った方が良い。

成果指標の開発行為事業件数は、民間の開発に対する調査だと思うが、なぜこれを指標にしたのか。

それに対する市の対応した比率であれば指標としても良いのでは。実施率はどうなっているか。

【説明者】

依頼されたものについてはすべて対応している。指標については、第 7 期総合計画において見直したいと考えている。

【委員 C】

成果指標は今から変えられないと思うが、参考指標や理由のところですべて対応しているということを記載すべき。指標はすぐに変えられないので、変えるときのためにデータを積み重ねることが重要である。

【委員 B】

そもそも保全という立場から考えると、件数が増えるのが良いというものではない。

【説明者】

協議のあったものについては、しっかり対応するというのが市の考えである。

【委員 C】

相談のあった際の対応について、内容はどのようなものか。

【説明者】

相談があった場合には、その場所に監視員と赴き、希少種などの状況を確認し、開発者に意見を付すということもある。

【委員 B】

開発行為を止めることもできるのか。

【説明者】

保護したかどうかの確認はするが、罰則などはない。

【委員 E】

監視の際の写真は H P などで公開しているのか。

【説明者】

H P や D V D にまとめ市民課ロビーで放映をしている。

今後は、小学校の視覚教材などでの活用を検討している。

【委員 D】

大人も見られるような取り組みもしてほしい。

【説明者】

コロナの影響でできていないが、やっていきたいと考えている。

【委員 C】

ギャラリーなどでの展示も良いが、インターネットを使った取り組みも行って良いかもしれない。環境を切り口に世界に千歳を知ってもらう機会になるのではないか。

【委員 E】

市民が撮った写真も一緒に使うと良いと思う。

【委員C】

監視員は、会計年度任用職員とのことだが、前職で関係する活動をしていた方なのか。

【説明者】

非常に自然に興味があり、知識の豊富な方で、以前、大学で地質学の勉強をしていた方。

【委員C】

監視員は1人とのことだが、その方の後継者の問題がある。一人に頼りすぎている状況だとその方に何かがあったときに大変なことになる。

委員Eから提案のあったように市民の力を借り、巻き込んでいくということが有効ではないか。将来につながることも少しずつ進める必要がある。

【委員B】

自然保護団体と繋がりはあるのか。

【説明者】

団体の方に講師になっていただくなど、一緒に取組をしている。

評価

【委員C】

市民に理解を得られるような取組の見せ方が大事である。

【委員E】

成果指標の自然環境監視員監視回数だが、回数よりも質が重要なのではないか。

これだけの調査を1人の監視員で行っていて大丈夫なのか。

【委員C】

方向性については、施策内容・実施コストともに「維持」で良いと考える。

異議なし

令和元年度 施策評価表 令和2年度 評価実施

施策

基本目標	活力ある産業拠点のまち	展開方針	流通機能の充実	施策番号
施策CD	500810	施策名	集荷・物流機能の確保	
担当課	産業振興部公設卸売市場	評価者	産業振興部長 品田 雅俊	
関係課(組織順)				

113

1 施策の意図及び現状分析

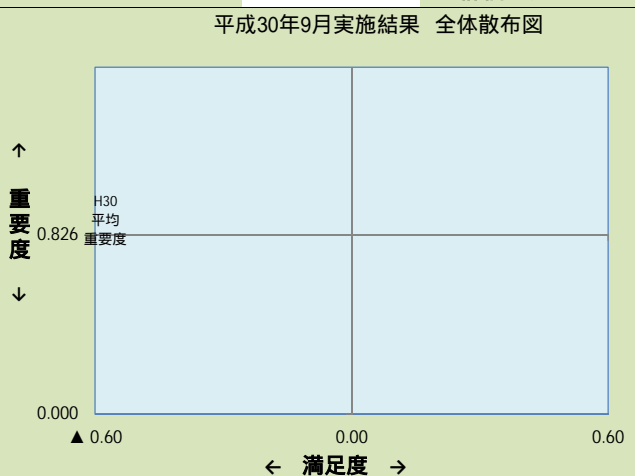
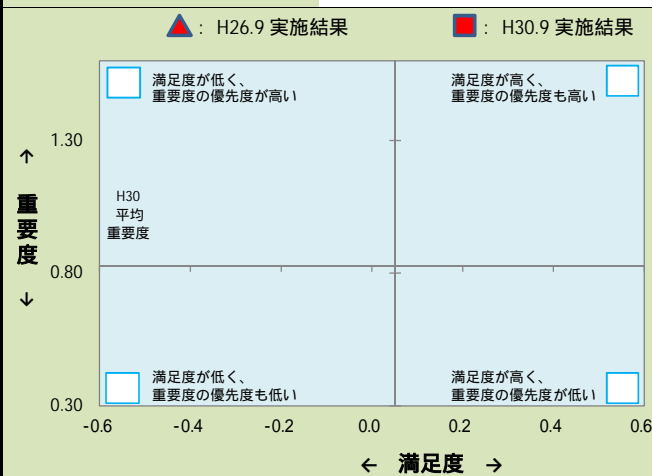
目指すこと 安全で良質な生鮮食料品等を安定的に流通させるため、集荷・物流機能の確保に努めます。

(1) 取組の方向	実施状況	該当する事務事業	令和元年度取組概要	備考
1 市内や近郊の産地から生鮮食料品等を迅速かつ効率的に集荷するとともに、消費者の視点で品揃えの充実を図り、小売店等への安定供給を促進します。	実施中	公設地方卸売市場運営業務	せり売・相対取引による市場取引を適正に行うことにより、生鮮食料品等の安定的な供給・価格形成を効率的に確保した。	
2 地域の良質な農産物をセールスポイントとして幅広いPRや地産地消の促進に努めます。	実施中	公設地方卸売市場運営業務	市場感謝祭の開催や情報発信ブログの更新、情報誌へのコラム掲載など地域内外の食材の紹介、利用等を促進した。	
3 流通環境や消費者ニーズの変化を踏まえ、食料流通基地としての位置付けや市場運営のあり方について検討し、地域における生鮮食料品等の円滑かつ効率的な流通機能の確保に努めます。	実施中	公設地方卸売市場運営業務	卸売市場法改正を受けて、公設卸売市場運営委員会等を開催し意見聴取を行うなどして、市場取引ルールの見直し検討を行い、令和2年度からの認定卸売市場としての準備を進めた。	
4				
5				
6				

(2) 千歳市民まちづくりアンケート調査結果(千歳市での暮らしについての「満足度」と「重要度」)

まちづくりアンケートの項目名： アンケート未実施

市民から見てこの施策は 区分- の評価です



アンケート結果の比較分析

該当なし

(3) 施策分野の現状と課題

現状と課題

現状
卸売市場は生鮮食料品流通における集出荷機能の要であるが、流通構造の変化や消費者ニーズの多様化などにより、卸売市場を経由しない市場外流通が増加しており、卸売市場の取扱数量、金額とも全国的に減少傾向にある。

本市卸売市場では、市場関係者による市場戦略会議で売上向上策に取り組み、市場取扱数量は近年、横ばい傾向を示しているが、平成30年度は震災や台風被害、令和元年度の全国的な豊作傾向など、自然状況による影響で売り上げは伸び悩んでいる。

また、令和2年度の卸売市場法改正施行に伴い、卸売における規制緩和の動きが全国的にあるものの、本市場規模においては、急激な変化は関係事業者への影響を及ぼす懸念などから、関係事業者・有識者等の意見を聴取したうえで、条例等の改正により新たな認定市場として運営を行うこととしている。

課題
卸売市場を取り巻く環境の変化に応じた取引ルール確立と集出荷機能の維持のほか、施設、設備の老朽化に伴う計画的な市場運営・整備を継続して実施する必要がある。

2 成果指標の達成状況	「前年度との比較」 H29実績値とH30実績(見込)値との比較	「R2目標達成見込」
	:よくなった、:維持、x:悪くなった、:比較ができない	:目標達成に向け順調に推移、:目標達成が遅れる可能性有、x:目標達成は難しい

成果指標	指標名	指標の内容	単位	基準値	H27 現状値	R2 目標値	実績(見込)値					前年度 との比較	R2目標 達成見込													
							H27	H28	H29	H30	R1															
1	青果取扱売上高	市場の卸売業者の年間売上高	百万円	1,296	1,365		1,331	1,451	1,468	1,355	1,230	×														
	<p>成果指標1の推移</p> <table border="1"> <caption>成果指標1の推移データ</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準値</td> <td>1,296</td> </tr> <tr> <td>H27 現状値</td> <td>1,365</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>1,451</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>1,468</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>1,355</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>1,230</td> </tr> </tbody> </table>													項目	値	基準値	1,296	H27 現状値	1,365	H28	1,451	H29	1,468	H30	1,355	R1
項目	値																									
基準値	1,296																									
H27 現状値	1,365																									
H28	1,451																									
H29	1,468																									
H30	1,355																									
R1	1,230																									
2																										
3																										
4																										
5																										
参考指標																										

3 施策を構成する事務事業の評価	「種類」事務事業の種類
	・自主事業：市民・団体等に対し市が独自に実施する事業 ・施設管理事業：市の施設、道路、公園、河川等の維持管理事業 ・経常的事務：法令等による義務的事務、内部管理事務、市有地等管理事務 ・ハード事業：市の施設や道路の建設等、社会資本整備事業 ・法定受託事務：地方自治法に定められた法定受託事務（本来は国・北海道が行う事務を市が請け負っている事務）

番号	事務事業名 担当課係	種類	事務事業の内容	施策目標を達成するための取組			事業費(千円)	
				現状と課題、施策目標達成に向けた改善案等	施策における優先度貢献度	今後の方向性	上段：直接経費 中段：人件費 下段：合計	
1	公設地方卸売市場施設管理事業	施設管理事業	千歳市公設地方卸売市場の円滑かつ効率的な運営を確保するため、施設、設備等の管理を行う。	施設、設備の補修等に適宜対応しているが、老朽化が著しく、当該施設を継続して安定的かつ効率的に運営するためには、計画的な改修・更新が必要である(施設整備事業の事前評価による整備要望を行っている。)	高い	現状のまま継続	R1 決算	20,145
	R2 予算						1,250	
							21,395	
2	公設地方卸売市場運営業務	自主事業	生産者等から卸、買受人(量販店、小売店)を通して市内及び周辺地域の消費者へ青果物等を安定供給するため、公設卸売市場を開設し、流通の拠点基地として運営する。	市が開設者として関与することで公平・公正で適正な取引が行われている。地域に生鮮食料品等を供給し、消費者に安定的な価格・量を供給するうえで一定の役割を果たしている。	高い	現状のまま継続	R1 決算	1,849
	R2 予算						8,750	
							10,599	
3	食料品卸センター管理運営業務	施設管理事業	千歳市公設地方卸売市場に併設する食料品卸センターの円滑かつ効率的な運営を確保するため、施設、設備等の管理を行う。	施設、設備の補修等に適宜対応しているが老朽化が著しい。当該施設を継続して安定的かつ効率的に運営するためには、入居者のニーズを把握するなどして計画的な改修・更新が必要である。	高い	現状のまま継続	R1 決算	267
	R2 予算						625	
							892	
4	公設地方卸売市場整備業務	ハード事業	生産者から集荷した青果・水産物を出荷時まで適切な温度で管理する冷蔵庫や冷凍庫が耐用年数を超え、供給部品の製造が中止されていることから、計画的に設備の更新を行う。	施設、設備の補修等に適宜対応しているが、老朽化が著しい。施設整備事業の事前評価による整備要望や補助金等の財源活用を検討し、当該施設を継続的・安定的かつ効率的に運営するために計画的な改修・更新が必要である。	高い	現状のまま継続	R1 決算	83
	R2 予算						469	
							552	
5							R1 決算	0
								R2 予算
							(直接経費のみ)	
6							R1 決算	0
								R2 予算
							(直接経費のみ)	
7							R1 決算	0
								R2 予算
							(直接経費のみ)	
8							R1 決算	0
								R2 予算
							(直接経費のみ)	
9							R1 決算	0
								R2 予算
							(直接経費のみ)	
10							R1 決算	0
								R2 予算
							(直接経費のみ)	
事業費		R1決算額	合計(直接経費+人件費)	33,438 千円	直接経費	22,344 千円	人件費	11,094 千円
		R2予算額	合計(直接経費のみ)	24,966 千円				
			市民一人当たりコスト	344 円				
			市民一人当たりコスト	257 円		24,966 千円		

4 施策の評価

<p>「事業構成の妥当性」</p> <p>A: 効果的な事業構成である(現状のまま継続する)。 B: おおむね効果的な事業構成である(一部見直し等の余地がある)。 C: あまり効果的な事業構成ではない(見直し等の余地が大きい)。</p>	<p>「施策の成果・進捗状況」</p> <p>A: 十分な成果が得られている(進捗状況は順調である)。 B: おおむね成果が得られている(進捗状況はおおむね順調である)。 C: 期待した成果が得られていない(進捗状況は遅れている)。</p>	<p>「施策内容の方向性」</p> <p>(施策目標達成のため) 拡充: 事務事業内容を拡大・充実させる。 維持: 事務事業内容の水準を維持する。 縮小: 事務事業内容を縮小する。</p>	<p>「実施コスト(=予算、人件費)の方向性」</p> <p>(施策目標達成のため) 重点化: 事務事業のコストの重点化を図る。 維持: 事務事業のコストは現状を維持する。 効率化: 事務事業のコストを抑制する。</p>
--	--	---	---

(1) 施策内容の評価(事業構成の妥当性と施策の成果・進捗状況)

<p>事業構成の妥当性</p> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 10px auto; text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">B</div> <p>施策の成果・進捗状況</p> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 10px auto; text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">B</div>	<p>評価理由・問題点</p> <p>市民に安全で良質な生鮮食料品等を安定的に流通させるためには、公平・公正な取引が行われることが必要である。このためには市が開設者として関与するとともに、開設後40年以上を経過した施設の適正な運営を行うことが重要であり、当該事務事業の構成は妥当なものである。</p> <p>卸売市場を取り巻く環境が厳しさを増すなか、当市場の取扱実績はおおむね横ばいに推移している。市場関係者が一体となって市場の活性化を図り、市場PR事業としての「千歳市場感謝祭」等の開催に取り組んでいる。また、平成26年12月から水産部門の業務が再開し、集荷・物流機能の確保において市場全体の取扱量の増加が図られるなど、一定の成果をあげている。</p> <p>さらに、卸売市場法の改正により、本市場においても関係者等の意見を聴取して取引ルールを見直すなど、取引規制緩和に向けた取り組みも実施している。</p>
---	---

(2) 総合評価(上記の評価結果を踏まえた部次長評価)

<p>施策内容の方向性</p> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 10px auto; text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">維持</div> <p>実施コストの方向性</p> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 10px auto; text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">維持</div>	<p>総合評価に係る評価理由・所見など</p> <p>卸売市場は、市民の日常生活に欠かすことのできない生鮮食料品等を集荷・流通し、地域における価格形成、適切な供給量維持を図るなど公共的な役割を担っている。</p> <p>また、生産者にとっては出荷の受入先であり、かつ、即時決済に取り組み1次産業における安定的な経営に一役買っており、小売店にとっては商品の仕入先として必要とする一定量が確保できるなど、安定的な売買取引を確保する役割も担っており、今後においても、市として公的関与による事業継続が必要であると考え。</p>
--	---

市民行政アセス(市民評価会議)

(1) 総評	
(2) 総合評価	理由・意見
<p>施策内容の方向性</p> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 10px auto;"></div> <p>実施コストの方向性</p> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 10px auto;"></div>	

令和元年度 施策評価表 令和2年度 評価実施

施策

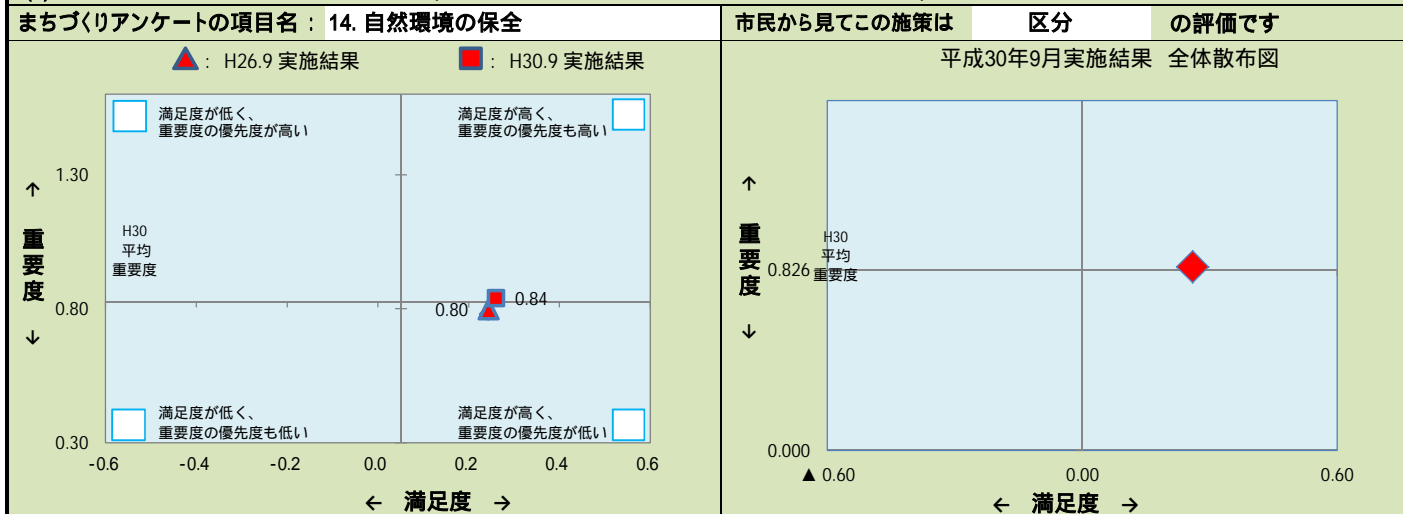
基本目標	人と地球にやさしい環境のまち		展開方針	自然環境の保全	施策番号
施策CD	200310	施策名	自然環境保全対策の推進		
担当課	市民環境部環境課		評価者	市民環境部長 澤田 徹	
関係課(組織順)					

1 施策の意図及び現状分析

目指すこと 貴重な自然地域や生物の多様性に富んでいる地区の保全や希少種、野生傷病鳥獣の保護など、自然環境保全対策を推進します。

(1) 取組の方向	実施状況	該当する事務事業	令和元年度取組概要	備考
1 自然環境保全地区の設定や自然環境監視員による保全地区内等の監視を進めるとともに、必要に応じた啓発活動を行います。	実施中	自然環境保全事業	4～11月は週2回、12～3月は週1回、市街地及び支笏湖周辺の監視を実施、必要に応じて啓発活動を実施した。	
2 開発行為から希少動植物等を守ることを目的として現地調査を実施するとともに、動植物の調査・保護に努めます。	実施中	自然環境保全事業	開発行為や林地開発に伴い、申請地に希少な動植物にかかる生育・生息状況の事前調査実施により、動植物の保護に努めた。	
3 市民からの保護要請に対応し、野生傷病鳥獣の保護に努めます。	実施中	自然環境保全事業	通報により、現地に赴き、必要な措置を施すとともに、獣医の診断を仰ぐなどして、野生傷病鳥獣の保護に努めた。	
4				
5				
6				

(2) 千歳市民まちづくりアンケート調査結果(千歳市での暮らしについての「満足度」と「重要度」)



アンケート結果の比較分析

貴重な自然地域や生物の多様性に富んでいる地区の保全や希少種、野生傷病鳥獣の保護など、自然環境保全対策については市民の関心も高く、今後も継続して自然環境保護に努める。

(3) 施策分野の現状と課題

現状と課題

自然環境監視については、自然環境保全地区をはじめとする監視日数は95日間、また、平成4年から平成8年までの5年間をかけて実施した動植物の生育・生息状況に関する基礎調査のデータが、年月の経過に伴い実態と合わなくなってきたため、平成27年から9年間をめぐりに市内全域を1kmメッシュに区切り、278か所のメッシュを追跡調査し、過去の基礎データを更新する追跡調査も行っている。各監視地点の自然環境保全状況は概ね良好であるが、一部、ゴミの不法投棄やたき火跡、また、オフロードバイクの無許可による林道への侵入などが散見されている。

野生傷病動物保護等については、通報件数が173件であり、前年度の比較では29件の増加となっている。近年は、カラスに関する通報や鳥インフルエンザを懸念した冬季における鳥に関する通報、エゾタヌキに関する通報が多くなってきている。

開発行為事前協議件数については、令和元年度の実施件数は1件であったが、開発行為事前協議に該当する案件が少なかったためである。当課では、協議の申請があれば、現地確認のうえ、希少植物を確認した場合は、移植などの保全措置を要請するほか、希少植物が生育していなくても土砂の流出等による周辺環境への影響が考えられる場合は、周辺環境への影響について配慮するよう審査意見書を提出している。

2 成果指標の達成状況	「前年度との比較」 H30実績値とR1実績(見込)値との比較	「R2目標達成見込」
	:よくなった、 :維持、×:悪くなった、 :比較ができない	:目標達成に向け順調に推移、 :目標達成が遅れる可能性有、 ×:目標達成は難しい

成果指標	指標名	指標の内容	単位	基準値	H27 現状値	R2 目標値	実績(見込)値					前年度 との比較	R2目標 達成見込
							H27	H28	H29	H30	R1		
1	自然環境監視員監視回数	自然環境保全地区等における自然環境監視員の監視回数	回	69	89	89	89	89	89	89	95		
	成果指標1の推移												
2	野生傷病鳥獣保護等件数	野生傷病動物保護等の件数	件	167	173	160	166	168	131	144	173	×	
	成果指標2の推移												
3	開発行為事前協議件数	開発予定地域内等での希少動植物調査の実施件数	件	0	2	5	4	2	5	4	1	×	
	成果指標3の推移												
4													
5													
参考指標													

3 施策を構成する事務事業の評価

「種類」事務事業の種類

- ・自主事業：市民・団体等に対し市が独自に実施する事業
- ・施設管理事業：市の施設、道路、公園、河川等の維持管理事業
- ・経常的事務：法令等による義務的事務、内部管理事務、市有地等管理事務
- ・ハード事業：市の施設や道路の建設等、社会資本整備事業
- ・法定受託事務：地方自治法に定められた法定受託事務（本来は国・北海道が行う事務を市が請け負っている事務）

番号	事務事業名 担当課係	種類	事務事業の内容	施策目標を達成するための取組			事業費(千円)	
				現状と課題、施策目標達成に向けた改善案等	施策における優先度貢献度	今後の方向性	上段：直接経費 中段：人件費 下段：合計	
1	自然環境保全事業 市民環境部環境課自然環境係	自主事業	豊かな自然地区の日常的な監視活動や野生傷病動物の保護、自然環境保全地区の指定などを行う。	市内の豊かな自然環境を保全するため、自然環境保全地区などへの定期的な監視、傷病野生動物の保護、自然に対する意識向上を目的とした各種行事の開催等を継続して行っている結果、市内の自然環境は良好な状態を保っていると考え、現状のまま継続する。	非常に高い	現状のまま継続	R1 決算 1,136 12,883 14,019 R2 予算 423 (直接経費のみ)	
2							R1 決算 0 R2 予算 (直接経費のみ)	
3							R1 決算 0 R2 予算 (直接経費のみ)	
4							R1 決算 0 R2 予算 (直接経費のみ)	
5							R1 決算 0 R2 予算 (直接経費のみ)	
6							R1 決算 0 R2 予算 (直接経費のみ)	
7							R1 決算 0 R2 予算 (直接経費のみ)	
8							R1 決算 0 R2 予算 (直接経費のみ)	
9							R1 決算 0 R2 予算 (直接経費のみ)	
10							R1 決算 0 R2 予算 (直接経費のみ)	
事業費		R1決算額	合計(直接経費+人件費)	14,019 千円	直接経費	1,136 千円	人件費	12,883 千円
			市民一人当たりコスト	144 円				
		R2予算額	合計(直接経費のみ)	423 千円	423 千円			
			市民一人当たりコスト	4 円				

4 施策の評価

「事業構成の妥当性」 A: 効果的な事業構成である(現状のまま継続する)。 B: おおむね効果的な事業構成である(一部見直し等の余地がある)。 C: あまり効果的な事業構成ではない(見直し等の余地が大きい)。	「施策の成果・進捗状況」 A: 十分な成果が得られている(進捗状況は順調である)。 B: おおむね成果が得られている(進捗状況はおおむね順調である)。 C: 期待した成果が得られていない(進捗状況は遅れている)。	「施策内容の方向性」 (施策目標達成のため)。 拡充: 事務事業内容を拡大・充実させる。 維持: 事務事業内容の水準を維持する。 縮小: 事務事業内容を縮小する。	「実施コスト(=予算、人件費)の方向性」 (施策目標達成のため)。 重点化: 事務事業のコストの重点化を図る。 維持: 事務事業のコストは現状を維持する。 効率化: 事務事業のコストを抑制する。
---	---	---	---

(1) 施策内容の評価(事業構成の妥当性と施策の成果・進捗状況)

<p>事業構成の妥当性</p> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">A</div> <p>施策の成果・進捗状況</p> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">B</div>	<p>評価理由・問題点</p> <p>自然環境やそこに生息する動植物の生息状況は常に変化しており、希少植物については、前年度生育していた場所でも、今年度は生育していないことや、渡り鳥の移動時期や飛行コースは気候により変動することから、年間をとおして動植物の生息状況を把握するため自然環境監視が必要である。また、自然環境を保全するためには、農地造成などの開発行為に伴う樹木の伐採が希少動植物の棲み処を奪い生態系への影響が懸念されることから、開発行為者に対し希少植物の移植や動物に対する配慮などを要請する必要がある。</p> <p>さらに、人と野生動物が共生するためには、野生傷病動物を保護する必要がある。このことから、自然環境の保全には、自然環境監視、開発行為に伴う希少動植物に対する保全措置、野生傷病動物の保護が必要不可欠の構成要素であると考え、現在の事業を継続することが将来の自然環境保全に繋がると考える。</p> <p>・自然環境監視員による監視回数については、目標値である年間89回を維持しており、保全地区の監視や追跡調査、鳥インフルエンザ監視を継続実施し令和2年度も目標を達成する見込みである。</p> <p>・野生傷病鳥獣等件数については、カラスやタヌキに関する通報が増えており、件数は前年度より増加したが、市民からの通報に対し適切な対応を行っている。</p> <p>・開発行為等事前協議件数については、希少植物の保護などの審査意見書を提出しているが、件数については協議に該当する案件が少なかったため前年度より減少となっている。</p>
---	---

(2) 総合評価(上記の評価結果を踏まえた部次長評価)

<p>施策内容の方向性</p> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">維持</div> <p>実施コストの方向性</p> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">維持</div>	<p>総合評価に係る評価理由・所見など</p> <p>自然環境保全地区の指定により、貴重な自然区域や希少な動植物が生息している地区はすでに保全を図っており、自然環境係の職員による監視を実施することにより、良好な状態を保持している。また、野生傷病鳥獣の保護についても、市民からの通報に対し適切に対応していることから、自然環境保全対策の推進についておおむね成果が出ており、今後も現在の施策を維持すべきものとする。</p>
--	--

市民行政アセス(市民評価会議)

(1) 総評	
(2) 総合評価	理由・意見
<p>施策内容の方向性</p> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div> <p>実施コストの方向性</p> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div>	